

大町児童デイサービスセンターひかり
保育所等訪問支援事業 重要事項説明書

あなたに対する指定障害者支援施設サービス提供の開始にあたり、児童福祉法省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 楽晴会
所 在 地	青森県三沢市大町2丁目6番27号
電 話 番 号	0176-53-3550
代表者氏名	理事長 齊藤 淳
設 立 年 月	昭和42年5月5日

2. 利用施設

事業所の種類	保育所等訪問支援事業（令和7年5月1日指定）
事業所の名称	大町児童デイサービスセンターひかり
事業所の所在地	青森県三沢市大町2丁目2番1号
連 絡 先	電話番号：0176-58-7507 FAX：0176-58-7508
管 理 者	佐藤 恵
児童発達支援管理責任者	佐藤 恵
サービスの実施地域	三沢市、おいらせ町、六戸町 ※これ以外の広域エリアについて①自治体が障害サービスとして認める場合②事業所まで通所できる場合には、必要性を都度勘案し、協議により利用することができる。
主たる対象者	主たる障害の制限なし
定 員	（保育所等訪問支援には定員はありません。）
開設年月日	令和7年5月1日
事業所番号	0251560520

3. サービスの目的・運営方針

目 的	利用児童が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行うことを目的とします。
運営方針	一人ひとりの発達段階と生活技能について評価を行い、保護者及び各関係機関との情報を共有するところから療育をはじめます。個々に応じた療育計画は、利用児童・保護者のニーズを優先し取り組む目標を共有していきます。 障害特性に合わせた個別支援計画を作成し支援等についての相談・支援を行います

4. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（ただし12月31日から1月3日までを除く）
定休日	日曜日、祝祭日（ただし行事実施日は除く）
営業時間	月曜日～土曜日 9：00～17：00
サービス提供時間	月曜日～金曜日 10：00～17：00 土曜日 10：00～15：00

5. サービスに係る施設・設備等の概要

（1）施設

建物	構造	鉄筋コンクリート 2階建 (耐火建築物)(耐震構造)
	敷地面積	221.50 平方メートル
	延べ床面積	158.57 平方メートル

（2）主な設備

	部屋数	備 考
機能訓練室	2 室	
療育室	1 室	
静養室	1 室	
相談室	1 室	
更衣室	1 室	
浴室	1 箇所	
洗面所	1 箇所	
便 所	2 箇所	男子用 1 箇所、女子用（身体障害対応） 1 箇所

当事業所では、こども家庭庁の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

6. サービス提供職員の設置状況

職 種	常勤	非常勤
管理者	1 名(兼務)	
児童発達支援管理責任者	1 名(兼務)	
訪問支援員	1 名(兼務)	

当事業所では、こども家庭庁の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～18：00の間8時間）
児童発達支援管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～18：00の間8時間）
訪問支援員	正規の勤務時間帯（8：30～18：00の間5～8時間）

7. 当事業所が提供するサービスと利用者負担額について

(1) 保育所等訪問支援の内容

- ・通所給付決定保護者及び児童の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般質を向上させるための課題や目標、支援方針等を記載した保育所等訪問支援計画の作成。
- ・児童本人に対する支援 集団生活への適応のための専門的な支援
- ・訪問先施設の保育士等に対する支援 支援方法等の助言・連携

(2) 利用料金

給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金のうち9割が給付費の給付対象となります。事業者が給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用児童負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担又は利用児童負担額といいます）。

なお、定率負担又は利用児童負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

【加算項目】

＜訪問支援員特別加算＞ 750～850単位/回

事業所に専門職員を配置している場合、加算されます。

＜初回加算＞ 200単位/月

児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に算定します。

＜利用者負担上限額管理加算＞ 150単位/月

事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定します。

＜家庭連携加算＞

障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、居宅を訪問し、利用者及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、月2回を限度に算定します。 所要時間1時間未満 187単位/回 所要時間1時間以上 280単位/回

1) 給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金のうち9割が給付費の付対象となります。事業者が給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用児童負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます（定率負担又は利用者負担額といいます）。

なお、定率負担又は利用児童負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

2) 事業者は、上記の利用者負担額の支払いを受けた場合は、利用児童の保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし給付費の代理受領を受けた場合は、利用児童の保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

※1) 2) の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用児童の保護者に対し交付するものとします。

利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求します。お支払方法は「自動引き落とし」となっております。

引落し日は【毎月27日】となっております。(引落し日が、土、日曜日、祝日となる場合は翌営業日となります。)
※毎月15日までに、前月分の請求書を郵送します。引落しを確認できましたら、翌月の請求書とともに、領収書を発行致します。

8. サービス利用に当たっての留意事項

市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・通所給付決定保護者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

9. 身体拘束等の禁止及びやむを得ず身体拘束を行う手続きについて

サービスの提供に当たっては、利用児童の人権に十分配慮し、身体的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用児童または他の利用児童等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合の行動を制限する行為を行いません。

- (1) 緊急やむ得ず、身体拘束を行う場合(切迫性、非代替性、一時性)には、その態様及び時間、その際の利用児童の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録します。
- (2) 緊急やむ得ず、身体拘束を行う場合(切迫性、非代替性、一時性)に限り事前に本人と保護者の了承を得ます。
- (3) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用児童の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用児童等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(拠点長) 外山 ルミ
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

虐待防止に関する 相談窓口	担当者	上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室(上北地方福祉事務所)
	所在地	上北郡七戸町字蛇坂55-1
	利用時間	8:30~17:15
	連絡先	電話番号: 0176-62-2145 FAX: 0176-62-2454

11. 緊急時の対応

サービスの提供中に利用児童の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに利用児童に応急処置、医療機関への搬送などの措置を講じ、利用児童お住まいの市町村、保護者に連絡いたします。

(1) 利用児童のかかりつけ医療機関

医療機関名		診療科	
所在地			
主治医		電話番号	

(2) 緊急連絡先

連絡先	氏 名 :	続 柄 :
	電 話 番 号 :	

1 2. 利用児童の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、利用児童の記録や情報を適切に管理し、利用児童や保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前10時から午後5時です。

1 3. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた利用児童又はその保護者の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用児童又はその保護者の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

1 4. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

当事業所が提供したサービスに関するご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付窓口として専属の職員をあてるとともに楽晴会苦情解決第三者委員を設置し、お客様が福祉サービスを快適にご利用できますよう、苦情の解決を促進しております。

受 付 窓 口	窓 口 担 当 者	児童指導員 鈴木 貴子
	苦情解決責任者	拠点長 外山 ルミ
	社会福祉法人楽晴会第三者委員	法人本部 0176-53-3550
	受 付 日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
	受 付 時 間	午前10時から午後5時
	電 話 番 号	0176-58-7507
	F A X 番 号	0176-58-7508

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は青森県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

三沢市役所 福祉部 障害福祉課	所在地	青森県三沢市幸町3丁目11番5号
	連絡先	0176-51-8772
福祉サービス相談センター (青森県運営適正化委員会)	所在地	青森市中央三丁目20番30号 (県民福祉プラザ内)
	連絡先	電話番号：017-731-3039 (月～金 8:30～17:00) FAX：017-731-3098

15. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用児童の保護者に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

16. その他運営に関する重要事項

事業者は、障害児に対し、適切な児童発達支援等を提供することができるよう、従業者勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとします。

採用時研修 採用後3ヶ月以内 継続研修 年6回

17. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

ご利用者及びご家族等が、事業所や事業所の職員に対して禁止行為(下記)を繰り返す等、正常な業務継続することが困難な行為を行った場合

- (1) 事業所の職員対して行う暴言、暴力、誹謗中傷、嫌がらせなどの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス期間中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する事。

設備・器具の利用	当事業所の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用児童の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用児童につきましては希望により事業所にて管理を致します。

年 月 日

指定保育所等訪問支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称：社会福祉法人楽晴会 大町児童デイサービスセンターひかり

管理者名：佐藤 恵

説明者名：(役職) (氏名)

-
私は、本書面に基づいて事業者から指定保育所等訪問支援の提供及び利用の開始について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用児童氏名：

保護者住所：

保護者氏名：

続 柄：